

デジタル時代の著作権協議会(CCD) 権利問題研究会 平成 17 年度事業計画

CCD では、平成 14 年度よりデジタル時代の著作権のあり方について法制度からアプローチする「権利問題研究会」と、新たな著作権ビジネスにおける契約や流通を検討する「著作権ビジネス研究会」の 2 つの研究会体制をとってきた。平成 17 年度も引き続き両研究会と両研究会が随時設置する WG・プロジェクトでの活動をもって、CCD のめざすデジタル時代の著作権および著作隣接権の保護と公正かつ円滑な利用を促進することを目標とする。

権利問題研究会の検討課題

本研究会では、コンテンツの素材として利用される著作物等およびコンテンツそのものの権利のあり方について、法制度の側面からアプローチし、もってデジタル化、ネットワーク化時代にふさわしい著作権および著作隣接権の保護と公正な利用を促進することを目的とする。

なお、検討の成果は、随時 HP で発表する。

<主な検討課題>

- ・最新の技術的保護手段についての情報収集および法的見地からの検討
(ネット、放送、パッケージ)
- ・ブロードバンドコンテンツの流通における権利問題についての検討
- ・デジタル化、ネットワーク化にともなう新たな権利侵害とその対策
- ・デジタル化、ネットワーク化をふまえた権利制限規定、技術的保護手段の保護規程の検討
- ・教育現場における著作物利用の実態についての検討
- ・国内外の海賊版対応の動向 (文化庁・経済産業省)
- ・著作権法制および知的財産政策の動向 (文化庁)
- ・海外における権利処理 (権利を保護するための契約書文言等) に関する検討
- ・著作権ビジネス研究会における CCD ID モデルの検討との連携 (契約・法制度・技術面に関わる検討)

以上